

令和6年犯罪抑止目標等について

1 趣旨

県内の犯罪情勢は、平成14年に刑法犯認知件数が32,183件となり過去最多であったが、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の制定(平成15年)とともに、県、市町、事業所などによる県民総ぐるみ運動を推進した結果、刑法犯認知件数は概ね減少傾向となり、令和3年は5,814件で、昭和34年以降、最も少ない件数となった。

令和4年は、9年ぶりに増加に転じ、6,830件となり、令和5年も増加傾向が継続して7,771件（暫定値）となった。

このような状況の中、県民総ぐるみの運動を強力に推進できるよう、令和5年の犯罪概況等を踏まえ、令和6年の犯罪抑止目標や取組方針を取り決めるもの。

2 令和5年の状況

(1) 令和5年目標

「治安の良さを実感できる社会を目指して！」

～県民の心と力をあわせて達成しよう！アンダー5,500件～

～みんなで防ごう！特殊詐欺被害80件以下、住宅侵入窃盗被害140件以下～

(2) 令和5年犯罪概況（暫定値）

ア 刑法犯認知件数 7,771件

令和4年からの増加率+13.8%と大幅な増加となり、抑止目標5,500件は未達成

イ 特殊詐欺被害 266件

令和4年の132件から約2倍の増加となり、抑止目標80件は未達成

ウ 住宅侵入窃盗被害 140件

令和4年の162件からは減少しており、抑止目標140件は達成

3 令和6年犯罪抑止目標（案）

(1) 令和6年目標

「S T O P 犯罪！治安の良さを実感できる社会を目指して！」

～犯罪の増加傾向に歯止めを！再び減少傾向にもちこもう！～

(2) 目標の設定理由

令和5年の刑法犯認知件数は7,771件（暫定値）となり、抑止目標5,500件を大幅に上回り未達成となった。令和3年が最小値5,814件で、それ以降は新型コロナウイルス対策の行動制限が緩和、解除されたことに伴い令和4年、5年と2年連続で増加した。令和5年後半段階でも増加傾向が継続している現状から考えると、5,000件台や6,000件台といった数値目標を設定することは現実的ではない。

こうした状況であることから、本年は、県民等が一体となり、この現状を受け止めて犯罪被害を1件でも減少させることに重きを置き、数値を目標に掲げず、

「S T O P 犯罪！治安の良さを実感できる社会を目指して！」

～犯罪の増加傾向に歯止めを！再び減少傾向にもちこもう！～

を目標とすることとした。

4 重点対策の指定 (件数は12月末時点暫定値)

(1) 重点対策

- ア 特殊詐欺被害防止
- イ 子ども・女性対象犯罪被害防止
- ウ 侵入窃盗被害防止

(2) 設定理由

ア 特殊詐欺被害防止

特殊詐欺被害については、社会情勢に伴う新たな手口や、従来の手法を複合させた巧妙な手口の発生により被害件数、被害額ともに大幅に増加している。主に社会的弱者である高齢者を中心に被害が多く発生していることに加え、インターネットを契機として若年層にも被害が広がっていることや、これら被害が継続することで被害額も高額となる。

※被害件数 266 件 (前年比+134 件)

うち高齢者 161 件 (約 60.5%)

被害額 約 6 億 2,428 万円 (前年比+約 3 億 12 万円)

うち高齢者 約 4 億 919 万円 (約 65.5%)

イ 子ども・女性対象犯罪被害防止

子ども・女性対象犯罪等は、被害が潜在化する傾向が強くあるが、令和5年の改正刑法や性的姿態撮影等処罰法の施行により、これまで事件化が難しかった案件でも事件化が可能となり、申告数、認知件数の増加が予想される。この種事案は、内容によっては、県民の体感治安に大きな影響を与えることとなる。

※性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ、性的姿態撮影等) 288 件 (前年比+46 件)

前兆事案(声かけ、つきまとい、容姿撮影等) 562 件 (前年比△95 件)

ウ 侵入窃盗被害防止

侵入窃盗事件は、住居や事業所等に侵入され、犯人と遭遇して危害を加えられるなど、県民が不安に感じる割合の高い犯罪であるが、それゆえに対策を講じる行動変容にも繋げやすい罪種でもある。

侵入窃盗被害の中で、住宅に侵入する窃盗被害は減少傾向にあるものの、出店荒しなどを含めると侵入窃盗被害全体は大幅に増加しており、その一つの背景として、全国的に犯罪実行者募集情報いわゆる「闇バイト」をきっかけに若者等が侵入窃盗等を敢行する事件が大きな社会問題となっている。

※侵入窃盗 426 件 (前年比+48 件)